

第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務 評価基準書

1. 目的

本基準は、第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価及び応募事業者の順位付けを行うため、必要な事項及び基準を定めたものである。

2. 選定機関

提案書の評価及び受託事業者の選定は、第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に関する選定委員会が行う。

3. 評価方法

(1) 審査条件

本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

- (ア) 見積金額が「第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。
- (イ) その他「第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に関する仕様書」及び実施要領に定める要件を満たしていること。

(2) 一次審査（応募事業者が 4 者以上の場合）

- (ア) 一次審査は、提案書の内容について、書類審査し採点する。
- (イ) 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位 3 者程度を二次審査対象とする。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーションにより提案内容の評価し、採点する。

(4) 評価の配点

- (ア) 技術点と価格点の割合は「3 : 1」とする。
- (イ) 評価点数の合計点数は 200 点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

No	評価項目	評価点（満点）
1	技術点（基本情報、提案内容、技法）	150 点
2	価格点（見積金額）	50 点

- (ウ) 技術点は、以下の計算式による算出する。評価基準は別紙のとおりとする。

技術点 = 基本情報、提案内容、技法の評価点の合計

- (エ) 価格点は、以下の計算式により算出する。

価格点 = 価格配点 50 × (最低見積金額 / 提案見積金額)

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点数が最も高い応募事業者を最優秀提案事業者、次に評価点数が高い応募事業者を次点事業者とする。

ただし、技術点において、全応募事業者の平均点に達しておらず、業務に支障をきたすと判断した場合には、交渉権者としがない場合がある。

評価基準表

項番	区分	評価項目	配点
1	基本情報 (30)	基本的な考え方・取組方針	10
2		業務実施体制	10
3		業務実績	10
4	提案内容 (100)	現状把握	20
5		調査業務	20
6		計画策定業務	30
7		業務工程表	10
8		調査結果、計画のデザイン	10
9		その他独自の提案事項	10
10	技法 (20)	プレゼンテーション	20